



知財サービス ニュース

特許事務所 日本知財サービス

代表 藤田貴男

(工学博士・弁理士, fujita@jp-ips.com)

〒106-0032 東京都港区六本木6-3-1

六本木ヒルズ クロスポイント9階

Tel:03-5786-3400(代表) Fax:03-5786-3433

info@jp-ips.com(代表)



2015・12・10

最新ニュース・割引情報・
無料セミナーなど

検索 | 日本知財サービス

第5期科学技術基本計画 ▽内閣府▽ 中小の特許出願の割合を15%に

内閣府は国の科学技術政策の基本となる「第5期科学技術基本計画」に数値目標を盛り込んだ。これまで科学技術基本計画はインプット目標（研究開発投資の数値目標）のみを掲げてきただが、明確な成果目標を設定し、政策に反映させることにした。

目標の中では、内国人の特許出願件数に占める中小企業の割合について15%を目指す。イノベーションの創出において、意思決定のスピード感に優れる中小企業が重要であることから、中小企業の特許出願に対する意識を高め、知的財産の活用の促進によるイノベーション力の強化を目指すため、15%の目標値を設定した。特許行政年次報告書における内国人の特許出願件数に占める中小企業割合は増加傾向にあるが、この伸び率を維持し、2020年度までに15%を目指す。

同一成分の医薬品 ▽最高裁▽ 用法変更で特許延長が可能

同一成分の医薬品でも用法、用量を変更すれば特許期間の新たな延長が認められるかどうかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷は、「同一成分の薬でも異なる用法、用量で製造販売の承認を受けければ特許の延長が認められることもある」との初判断を示した。その上で特許庁の上告を棄却。特許延長を認めなかつた特許庁の審決を取り消した知財高裁判決（2014年5月）が確定した。

用法・用量が異なっても効果・効能が同じであればすべて「同一の薬」としてきた特許庁は、最高裁判決により審査基準の見直しが迫られる。

特許権の独占期間は出願日から20年だが、医薬品の場合、製造・販売承認まで時間がかかることも多く、承認に要した期間を考慮して最長5年の延長が特許法で認められている。

原告の米製薬大手ジェネンテック社は、延長

が認められたがん治療薬について、後に用法や用量を変えて国に承認を受け直しており、この場合にも別の医薬品として延長が認められるかが争われた。小法廷は「追加承認で初めて可能となった治療方法がある」と指摘し、知財高裁判決を支持した。

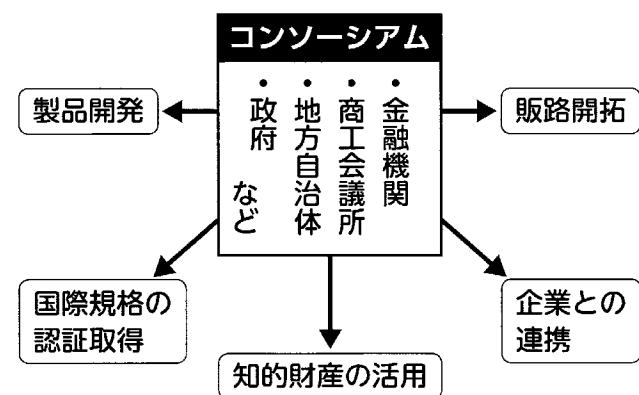
TPP対策大綱 ▽政府▽ 官民連携で中小の知財活用支援

政府はTPP（環太平洋経済連携協定）の国内対策を盛り込んだ政策大綱をまとめた。経済産業省や日本貿易振興機構（JETRO）、地方自治体、商工会議所、地方銀行などが連携してコンソーシアム（官民連携組織）を創設し、製品開発や販路開拓、海外進出などを総合的に支援する。TPP協定発効前から企業体质の強化を目指す。

日本の中堅・中小企業は高い技術力を持ちながらも海外展開のノウハウが少ないと海外進出に踏み切れないケースが多い。このため海外事情に詳しい商社やメーカーのOBなどの専属アドバイザーがコンソーシアムを通じて相談に応じる。

また製品の国際標準化のノウハウを支援したり、知的財産の活用方法なども助言する。製品開発についても他企業との連携を提案したり、資金面では地方銀行などへ橋渡しを行うなど、総合的な支援体制を構築する。

官民連携による支援体制



解説

商品形態のデッドコピーにおける輸入販売業者の調査義務

不正競争行為差止等請求控訴事件、同附帯控訴事件 知的財産高等裁判所 平成25年(ネ)第10062号、同第10083号

判決言渡 平成25年12月26日(原審・東京地裁、平成24年(ワ)第4229号)

第1 事案の概要

本件は、原告商品1～6を販売する一審原告が、被告商品1～6は原告商品の形態を模倣した商品であり、一審被告による被告商品の販売は不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為(商品形態のデッドコピー)に当たる旨主張して、一審被告に対し、同法3条1項、2項に基づき、被告商品1、4ないし6の販売等の差止め及び廃棄、等を求めるとともに、同法4条に基づく損害賠償を求めた事案である。

原判決は、一審原告の請求について、被告商品1、4ないし6の販売等の差止め及び廃棄並びに損害賠償を認めた。

これに対し一審被告が、原判決中、損害賠償請求に関する部分の一審被告敗訴部分のみを不服として控訴した。また、一審原告が、原判決中、損害賠償請求に関する部分の一審原告敗訴部分について、一部に変更を求める限度で附帯控訴し、これに伴い、附帯請求について請求の一部減縮をした。

一審被告は、原告商品1～6の原告によるインターネットショップでの販売開始後、自ら運営するウェブサイト上のネットショップ等において、中国のメーカーであるティファニー社(「QIXIANG TIFFANY LIGHTING Co.,LTD」。以下、単に「ティファニー社」という。)が製造した被告商品1～6を販売した。

被告商品1～6はそれぞれ原告商品1～6と実質的に同一の形態の商品であり、被告各商品は、ティファニー社によって製造された原告各商品の形態をそれぞれ模倣した商品である。

第2 当審における争点

(1) 一審被告による被告各商品の販売について不競法19条1項5号口(適用除外 第2条1項第3号に掲げる不正競争における「他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)がその商品を譲渡、等する行為」による同法4条の適用除外の有無(争点1)

(2) 一審原告の損害額(争点2)

ここでは不競法19条1項5号口による同法4条(損害賠償請求の根拠条文)の適用除外についてのみ紹介する。

第3 判決

1 本件控訴及び本件付帯控訴をいずれも棄却する。
(以下省略)

2 理由

一審被告は、インテリア用品の輸入販売業者として、他人の商品の形態を模倣した商品を輸入し、これを販売することにより他人の営業上の利益を侵害してはならない義務を負うというべきであるから、一審被告がティファニー社から被告各商品を輸入するに当たり、ティファニー社に対し、被告各商品のデザイン完成に至る開発経緯等を問い合わせるなどして被告各商品が他人の商品の形態を模倣した商品ではないことを調査確認すべき注意義務を負っていたものと解するのが相当である。

しかるところ、一審被告は、被告各商品を輸入するに当たり、ティファニー社に対し、被告各商品が他人の商品の形態を模倣した商品ではないことを調査確認したことがなかったことが認められ、また、一審原告の代理人弁護士から被告商品1ないし5が楽天市場の

原告ショップで販売されている原告商品1ないし5の形態を模倣した商品である旨の警告を受けた後も、原告ショップを調査することなく、被告商品1ないし5の販売を継続するとともに、原告商品6の形態を模倣した被告商品6の販売を行っていたのであるから、一審被告には、被告各商品が他人の商品の形態を模倣した商品ではないことを調査確認しようとする意思もなかつたものと認められる。

加えて、楽天市場は、大手のインターネットショッピングモールであり、一審原告が楽天市場の原告ショップで販売するステンドグラスの各商品は、平成20年5月ころ以降、楽天市場の洋風ペンダントライト、シャンデリア、壁掛け照明の各部門の「ランキング市場」でしばしば1位等のランキング上位を獲得していたことからすると、一審被告において、被告各商品のデザイン完成に至る開発経緯等をティファニー社に問い合わせていれば、楽天市場の原告ショップを調査することに格別の困難はなかつたものと認められる。そして、原告ショップには、ステンドグラスのペンダントランプが原告各商品を含めて100種類程度展示されていたが、原告各商品の形態と被告各商品との形態は酷似していることに照らすと、一審被告が原告ショップを調査すれば、被告各商品が原告各商品の形態を模倣した商品であることを容易に認識し得たものと認められる。

以上を総合すると、一審被告において被告各商品の輸入時に被告各商品が原告各商品の形態を模倣した商品であることを知らなかつたとしても、それは、被告各商品が他人の商品の形態を模倣した商品ではないことを調査確認すべき注意義務を怠ったことによるものであり、しかも、上記調査確認をすることにより被告各商品が原告各商品の形態を模倣した商品であることを容易に認識し得たにもかかわらず、一審被告には調査確認をしようとする意思すらなかつたのであるから、一審被告において被告各商品の輸入時に被告各商品が原告各商品の形態を模倣した商品であることを知らなかつたことにつき重大な過失がなかつたものと認めるることはできない。

したがって、一審被告は、警告の前後を通じて、被告各商品について不競法19条1項5号口の「他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)」に該当しないから、一審被告の主張は、採用することができない。

以上によれば、一審被告は、故意又は過失により、原告各商品の形態を模倣した被告各商品を販売する不正競争行為(不競法2条1項3号)を行って、一審原告の営業上の利益を侵害したものといえるから、同法4条に基づいて、一審原告が被つた損害を賠償すべき責任を負うというべきである。

第4 考察

本件は、商品形態模倣商品の善意取得保護に関する不競法19条1項5号口の適用を認めなかつた事例である。

判決は、①一審原告が、楽天市場の一審原告ショップで販売するステンドグラスの各商品は、各部門の「ランキング市場」でしばしば1位等のランキング上位を獲得していたこと、②一審被告は、一審原告の代理人弁護士から警告を受けた後も調査確認を怠っていたこと、③一審原告各商品と一審被告各商品の形態は酷似していることが認定されており、判決の従来の枠組みとしては先例を踏襲しているものである。

なお、不競法19条1項5号の存在理由については、不競法2条1項3号による保護について、登録による公示が要求されていないことからも説明されている。これと同様、公示制度を有しない著作権法にも不競法19条1項5号口と類似の善意者保護規定が存在する(著作権法第113条の2)

実務の参考になる部分があるとおもわれる所以紹介した。

以上

■産学連携にも数値目標 ■

大学の共同研究費 受入額5割増目指す

内閣府はこの度、国の科学技術政策の基本方針となる「第5期科学技術基本計画」の答申案をまとめた。基本計画に成果目標を掲げるべきだとの一部批判に応え、数値目標が大幅に盛り込まれた点が注目される。

科学技術基本計画は、5年ごとに改訂され、2016年度から2020年度までの今後5年間の国の科学技術政策の方針となる第5期計画が今年度内に閣議決定される予定。

数値目標については、特許出願件数に占める中小企業の割合を15%に引き上げることを目指す(P.1参照)ことや、産学連携のより一層の活性化のため、大学が企業から受け入れる共同研究費を2013年度実績(約390億円)の5割増とするなどのほか、以下のような目標を掲げている。

■女性研究者の採用割合

女性研究者の採用割合は第4期科学技術基本計画で30%との数値目標が掲げられていたが、現在も25%程度にとどまることから、女性研究者の採用割合30%の目標を速やかに達成する。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

ロボット工学関連特許 上位を日本企業が独占

～2015年世界知的所有権報告書～

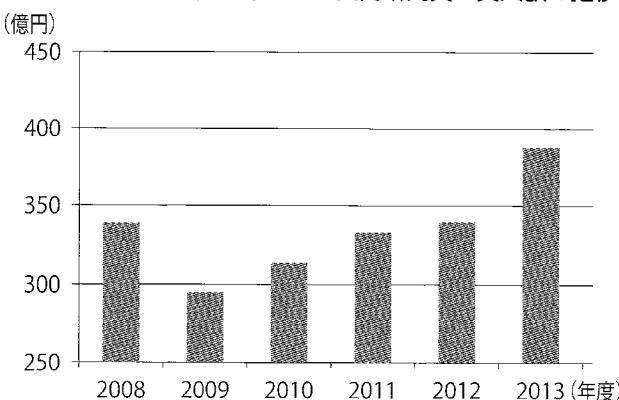
WIPO(世界知的所有権機関)は、ロボット工学、3Dプリント、ナノテクノロジー分野の特許を中心にまとめた「2015年世界知的所有権報告書」を公表した。

報告書は、1995年から今年4月までの特許出願統計をまとめたもので、ロボット工学、3Dプリント、ナノテクノロジーという3つの先進技術分野では日、米、独、仏、韓国による特許出願数が全体の75%を占めている。

ロボット工学分野に関する特許出願数では、上位10社のうち8社を日本企業が独占した。「ロボット王国」日本の競争力の高さをあらためて裏付けた。ロボット関連技術は、自動車や電機製品の製造過程で使われる産業用ロボットから介護用ロボットまで幅広い分野が含まれる。

1位はトヨタ自動車で4189件、2位はサムスン電子(韓国)の3085件。3位はホンダ、4位に日産自動車と続いた。5位は独の自動車部品

大学等における民間企業からの共同研究費の受入額の推移



■被引用回数トップ10%の論文

論文の質を高めるために引用回数が世界の上位1割に入る影響力の高い論文の割合を10%に引き上げる。

■研究開発型ベンチャーの新規上場数

研究開発型ベンチャー企業の新規上場数について2014年度実績(30件)の2倍を目指す。

■大学等の特許権実施許諾等の件数

大学等の特許権実施許諾等の件数を2013年度実績(約1万件)の5割増とするなど。

従来の基本計画は、政策の進捗や成果の状況を適切に把握するための明確な指標が示されていないものが多く、今回の新たな数値目標の導入は、いわば政策の「健康診断」の役割を果たすものと期待される。

●ロボット工学分野の上位10社●

企業名	特許出願数
トヨタ	4,189
サムソン(韓)	3,085
ホンダ	2,231
ニッサン	1,910
ボッシュ(独)	1,710
デンソー	1,646
日立	1,546
パナソニック	1,315
安川電機	1,124
ソニー	1,057

大手ボッシュ。6～10位は日本企業が独占した。

ナノテクノロジー分野では、サムスンが1位であるが、上位10社中、新日鉄、東芝、キヤノン、日立、パナソニック、TDKの6社がベストテン入りした。

3Dプリント分野では、米国の3Dシステムズ、ストラタティス、GE、ユナイテッドテクノロジーが上位を独占、米国の競争力の高さを証明した。日本は三菱、日立、東芝がベストテン入りした。

審決紹介

商標「日本維新の会」は、我国の政党「日本維新の会」が一般に広く知られているため、公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章であって、著名なものと同一又は類似するから、商標法第4条第1項第6号に該当する、と判断された事例（不服2012-18707号、平成26年2月25日審決、審決公報第186号）

1 本願商標

本願商標は「日本維新の会」の文字を標準文字で表してなり、第41類「芸術・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、教育研修のための施設の提供、電子出版物の提供、書籍の製作」等を指定役務として、平成23年12月16日に登録出願されたものである。

2 当審において通知した拒絶の理由

当審において、請求人に対し、本願商標は商標法第4条第1項第6号に該当するとして通知した拒絶理由の詳細は審決の別掲の通りである。

3 当審の判断

(1) 商標法第4条第1項第6号によれば、「…公益に関する団体であって営利を目的としないもの…を表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標」は商標登録を受けることはできないとされている。

(2) 本願商標は「日本維新の会」の文字を標準文字で表してなるものである。

そして、総務省報道資料「政党助成法に基づく政党の届出の概要」における記載によれば、日本維新の会は大阪市中央区に主たる事務所を置き、国会議員62人が所属する我国の政党であることが認められる。

また、日本維新の会は平成24年9月の発足後に行われた衆議院選挙における比例代表選挙で、自由民主党に次ぐ約1226万票を獲得したことからすれば、日本維新の会は我国の政党として、一般に広く知られているものと認められる。

してみると、標章「日本維新の会」は公益に関する団体であって、営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものといえる。

そして、本願商標は「日本維新の会」の文字からなるものであるから、前記著名な標章「日本維新の会」と同一又は類似の商標である。

したがって、本願商標は公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章であって、著名なものと同一又は類似の商標と言わなければならず、商標法第4条第1項第6号に該当する。

(3) 請求人の主張について一省略

(4) むすび

したがって、本願商標は商標法第4条第1項第6号に該当するものであるから、これを登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

おしらせ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和31年	商標登録第480279号～第482268号 ク 41年 ク 51年 ク 61年
	ク 705604号～第708796号 ク 第1197804号～第1202699号
平成8年	ク 第1859605号～第1866791号 ク 第2713751号～第2714299号
平成8年	ク 第3151101号～第3162195号 ク 第4949777号～第4956738号

各年の5月1日～5月31日までに設定登録された商標権

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成25年1月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは12月中に審査請求されるようお勧めします。

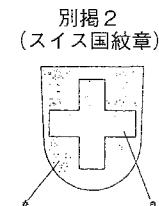
審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料（第1年分から第10年分）の納付に

別掲1は、图形部分が片仮名部分の態様と相俟つ欧文字部分と一緒に不可分のものとして把握等されるから、スイス国紋章（別掲2）とは同一又は類似するものとは言えず、商標法第4条第1項第2号に該当しない、と判断された事例（不服2014-21799号、平成27年4月23日審決、審決公報第186号）

別掲1（本願商標）
SECURITY
セキュリティ・プラス



別掲2
(スイス国紋章)

1 本願商標

本願商標は別掲1の構成からなり、第9類、第35類及び第42類の商品及び役務を指定商品及び指定役務として平成25年2月8日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は赤の色彩を施した图形中に白抜きの十字を表した图形を有してなる處、該图形はパリ条約の同盟国のスイス連邦の紋章であって、経済産業大臣が指定するもの（スイス国紋章）と外観上類似するから、商標法第4条第1項第2号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は「SECURITY」の青色の欧文字を横書きし、その右下に「セキュリティ・プラス」の灰色の片仮名を横書きし、その右に近接して朱色で彩色した背景图形に白抜き图形が配された構成からなる処、構成中の「SECURITY」及び「セキュリティ・プラス」の文字はいずれもゴシック体の同じ書体で表されてなり、かつ、「プラス」の文字を「+」記号で表示することは一般に行われていることから、本願商標の構成中、图形部分における白抜き图形は、「プラス」の文字を「+」記号により表したものと看取される。

そして、構成中の「SECURITY」の欧文字は「防護、警備」の意味を有する広く親しまれた英語であって、本願の指定商品・役務中の電子計算機用プログラム又はこれに係る商品・役務との関係においては、コンピュータを不正利用などから防護することを意味する語として、広く使用されている。また、「プラス」の文字及び「+」記号は本願の指定商品及び指定役務の分野に止まらず、各種の分野において、「加えること。足すこと。」の意味を表すものとして使用されているから、本願商標は構成全体として「セキュリティを附加する」程度の意味を理解させる。

そうすると、本願商標は構成中の图形部分のみが独立して白他商品・役務の識別標識として機能するものとは言えず、图形部分は片仮名部分の態様と相俟つ「SECURITY」の文字と一体のものとして把握され、認識されるものである。

してみれば、本願商標は構成中の图形部分が単独でスイス国紋章を表したものと認識されるものではなく、欧文字部分と一緒に不可分のものとして理解されるというべきであるから、スイス国紋章と同一又は類似の商標に該当するものとは言えない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第2号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます）。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。
<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況

	特許	商標
27年9月分	31,445	11,853
前年比	100%	116%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm